

附属書十二（第八章関係） 第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進

及び円滑化に関する追加的な規定

両締約国は、いずれかの締約国の要請に基づき、エネルギー・鉱物資源分野における日本国の投資家によるインドネシアの区域内での投資を支援するため、危険分担措置について協議する。

注釈 「危険分担措置」とは、日本国の投資家による投資であって、インドネシアの区域内の基盤整備に関連するものを支援するため、インドネシアがとるすべての措置（金融の性質を有するか否かを問わない。）をいう。